

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業の個別協議書等の提出について

1 個別協議について

集団感染等の発生したかかり増し経費について交付要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、個別協議により承認を受けた介護サービス事業所・施設等に対して基準単価の上乗せを行うことができる。

2 引き上げ額

個別協議の対象となる事業所・施設等（上記2）は、交付要綱に定める基準単価に必要額を加えた額まで引き上げることが可能。（サービスを提供するうえで必要と認められる金額に限る）

3 個別協議資料の作成

5の留意事項に基づき、別添1及び別添2の個別協議書を作成願います。

4 留意事項

- ・協議資料の作成にあたっては、交付要綱もよくご参照ください。
- ・個別協議様式について、対象経費の中身や積算内訳が不明瞭となっており内容の確認ができない記載となっていないか、補助対象外経費が含まれていないか等ご注意ください。

5 提出資料

別添1及び別添2 個別協議書（Excel形式）※該当のあるものに限る。

6 提出方法

提出資料について、提出期限までに電子メールにて送信してください。

※文書の郵送は不要です。

7 提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

受付時間：8：30～17：15（土日祝日を除く）

電話：048-830-3254

メール：a3240-22@pref.saitama.lg.jp

8 その他

個別協議の結果については埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当よりお知らせします。結果に応じて補助金の交付申請を行ってください。